

第 160 回：法人税の繰越欠損金

今回は繰越欠損金についてお話したいと思います。
なんとなくはどのような制度かは知っていても、詳しい内容や要件は分からない方も多いと思います。
基礎知識から、よくある質問について解説していききたいと思います。

1. 繰越欠損金とは??

欠損金とは、法人の所得計算において、その所得が赤字である場合の金額のことをいいます。法人税法においては、一定期間、その欠損金を将来に繰り越して、将来の一定期間の間に発生した所得（黒字）と相殺することが認められております。

この法人税法の規定に基づき、繰越している過去の欠損金のことを「繰越欠損金」と言います。

【繰越欠損金の使用例】

	繰越欠損金を使用しない場合		繰越欠損金を使用する場合	
	1年目	2年目	1年目	2年目
税引前利益	▲100	200	▲100	200
繰越欠損金	0	0	0	▲100
課税所得	▲100	200	▲100	100
法人税等	0	50	0	25

※法人税等の実効税率 25%として計算

2. 何年繰り越せるの??

繰越欠損金は、無期限に繰り越せるわけではなく、繰り越せる年数が決まっています。
その繰り越せる年数は、「いつ発生した欠損金か」によって異なります。

①平成 20 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日に開始した事業年度
9 年間

②平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度(平成 31 年 3 月期～)
10 年間

3. 繰越欠損金を利用できる要件は??

すべての法人が繰越欠損金を利用できるわけではありません。下記の要件を全て満たした法人が利用することができます。

◇要件

- ①欠損金が生じた事業年度において、青色申告書である確定申告書を提出していること
- ②その後連続して確定申告書を提出していること(白色申告でも可)
- ③中小法人等※であること

※資本金の額が 1 億円以下の法人で、資本金が 5 億円以上の法人に完全支配されていない法人のこと

4. 他の赤字会社を使って節税できる??

■赤字会社を買い取って、合併する場合

繰越欠損金をご存知の方からはよく、「赤字会社を買い取って合併すれば、繰越欠損金を使って節税できる?」との質問をいただきます。

結論からお話すると**原則、吸収された会社の欠損金を利用することはできません!**

繰越欠損金を引き継ぐためには非常に厳しく・細かい要件を満たす必要がございます。

今回は簡単にその要件を見ていきましょう。

◇要件

①従業員の引継ぎ

買収した法人の社員のうち、80%以上を継続して雇用する必要があります

②事業の継続

買収した法人の事業を、買収後も継続して営まなければならない

③事業の関連性

買収した法人の主たる事業が、自己が行っている事業に関連しているものでなければならない

その他にも複数の要件があり、合併を行った際に繰越欠損金を引き継げるか・引き継げないかの判断は非常に難しくなります。詳細な判断は当事務所までお気軽にご相談下さい!

■合併ではなく、赤字の会社を引き継いだ場合

それでは合併ではなく赤字会社を引き継いだ場合はどうなるのでしょうか。

こちらも**原則、引き継いだ会社の欠損金を利用することはできません!**

下記の場合には、引き継いだ会社の繰越欠損金を利用することはできません。

◇引き継げないケース

①休眠会社にて事業を開始する場合

⇒すでに事業を営んでいない休眠会社を引き継いだ場合には、その繰越欠損金を利用することはできません。

②旧事業を廃止して、旧事業のおおむね5倍以上の規模の新事業を開始する場合

③従業員を退職させ、新事業を開始する場合

- ・引き継いだ会社の役員が全員退任
- ・旧使用人の20%以上が退職
- ・旧事業のおおむね5倍以上の規模の新事業を開始

こちらもその他にも複数の要件があり、引き継いだ会社の繰越欠損金を利用することは非常に難しいです。また、繰越欠損金を引き継げた場合でも赤字会社にはその赤字額(繰越欠損金)と同額の負債(借り入れ等)がございますので、節税額より負債による損失の方が多くなり、得をするケースは限られてきます。

以上、簡単にですが繰越欠損金の基礎知識からよくある質問まで解説をさせていただきました。繰越欠損金を利用する目的で合併や引き継ぎを行うことは非常に難しいですが、要件を満たせば通常の合併時などに、繰越欠損金を利用することは可能です。

ご質問等ございましたら、当事務所までお気軽にご相談ください!

